

防運情第11969号
25.8.30
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防整情(事)第229号
令和5年6月28日

大臣官房長
各局長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
殿

事務次官
(公印省略)

サイバーディフェンス連携推進事務局設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

サイバーディフェンス連携推進事務局設置要綱

(設置)

第1 防衛省・自衛隊及び防衛産業に特徴的なサイバー攻撃等に関し、双方にとって利益となるパートナーシップを確立・育成し、関係者の多様な技能・知見を活用することにより、防衛省・自衛隊の対処能力の向上、防衛産業の機能の維持・復旧能力の向上及び防衛省と防衛産業との間の信頼関係の一層の醸成を図る取組について、関係部局による相互の連絡調整及び組織横断的な検討を円滑に進めるため、サイバーディフェンス連携推進事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(構成)

第2 事務局は、事務局長、事務局次長、官民連携推進マネージャー及び官民連携推進マネージャーの下に置かれる所要の職員をもって構成する。

(事務局長)

第3 事務局長は、事務次官をもって充てる。
2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

(事務局次長)

第4 事務局に事務局次長3人を置き、防衛政策局長、整備計画局長及び防衛装備庁長官をもって充てる。
2 事務局次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

(官民連携推進マネージャー)

第5 事務局に官民連携推進マネージャー1人を置き、事務局次長が指名する者をもって充てる。
2 官民連携推進マネージャーは、事務局次長を助け、事務局の事務を整理する。

(官民連携推進マネージャー付)

第6 官民連携推進マネージャーの下に所要の職員を置き、事務局次長が指名する者をもって充てる。

(関係部局の協力)

第7 官民連携推進マネージャーは、事務局が行う事務に関し、必要があると認めるときは、関係部局に対し、必要な資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8 事務局の庶務は、整備計画局サイバー整備課において処理する。

(委任規定)

第9 本通達に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な細部事項は、事務局次長が定める。